

令和7年度
農地等利用最適化推進施策等に
関する意見書に対する回答書

佐世保市農業委員会
会長 赤木 行秀 様

令和7年10月27日

佐世保市長 宮島 大典



【 意 見 】

1 農家の経営安定支援策について

① 農家の所得向上対策

昨年一昨年と二毛作の推進などを提案させていただきましたが、永続的に営農を行い、後継者が引き継いでいける魅力ある農業にするためには、儲かる農業を実践していくことが不可欠です。農協等の関係機関と連携し、なお一層、農家の所得向上に向けた取り組みを強化していただきますようお願い申し上げます。

【 回 答 】

「儲かる農業」を実践していくことは、農業振興を進めるうえで非常に重要なことであり、「儲かる仕組みをつくり、ひとを呼び込む農林業の実現」を目的として、様々な取り組みを進めております。

このような中、西海みかんのブランド化や花き・いちご等施設利用型農業の高収益化など農家の所得向上に寄与した事例も多くございます。

これからも生産者の皆様やＪＡ等関係機関と連携し、農家の所得向上に向けた取り組みを推進してまいります。

なお、昨年、一昨年ご提案いただきました「二毛作の推進」については、従来の水田活用の直接支払交付金における産地交付金を活用し、裏作の奨励を行っております。

【 意 見 】

② 直接支払による米作り経営の安定

昨年、「食料・農業・農村基本法」が四半世紀ぶりに改正され、「食料の合理的な価格形成」に向けて検討が進められている中、令和の米騒動と言われる米価の高騰が起きました。米の買い取り価格が上がることで米農家の経営は安定方向へ働く一方で、小売価格は 2 倍近く跳ね上がり消費者にとっては負担増となっています。

しかしながら、米価が上がったとは言え、稲作のみで利益を出すには依然として十ヘクタールを超える大規模経営が必要と言われます。平地の広がる地域ではそのような経営をされている農家もあると聞きますが、中山間地域の狭小な水田を耕す本市の農家の規模は 10 分の 1 程度で、とても利益が出ないのが現状です。

これに加えて、アメリカの関税問題や米価の高騰への対応として輸入量を増やす動きがあります。今後、安い輸入米に市場のシェアを取られると日本の米農家の経営は立ち行かなくなると予想されます。アメリカの農家は広大な農地で大規模経営を行っている上に、価格保証制度で保護されており、日本の米農家は非常に不利な状況です。また、欧州の農家も所得補償制度で保護されています。日本においても米の生産に対して直接支払い制度を導入することで、米価が下がっても米農家の経営が継続でき、消費者の負担を軽減できるようになります。食糧安保、食料自給率維持の観点からも、ぜひ実現してもらいたい制度です。

市におかれましては、国や関係機関に対して、強く働きかけていただきますようお願いいたします。

【 回 答 】

我が国の主食である米の安定供給は、食料安全保障の観点からも非常に重要であり、生産者が安心して米づくりを継続できる仕組みづくりが必要です。

昨年からの米の価格高騰につきましては、農林水産省の検証で、生産量が需要量に対して不足していたことが要因との結果が出されました。

その上で、今後は需給の変動に対応できるよう増産にかじを切る政策へ移行していく考えが示されており、また、中山間地域の棚田などを守るための新たな仕組みの創設も検討される見込みです。

ご提案いただきました所得補償制度については、収入保険や収入減少影響緩和交付金（ナラシ）といった、価格が下落した場合等のセーフティネットへの加入を推進しておりますが、現在、国で検討されております令和 9 年度の水田政策の抜本的見直しなど、今後も国の動向を注視してまいります。

【 意 見 】

③ 新規就農対策

農外からの新規参入については、高額な初期投資や技術習得および農地の確保などハードルが高いものとなっています。農家の世代交代を考えるうえでは、第三者移譲もありますが、後継者の親元就農が基本となると考えられます。農家の高齢化は世代交代が進まないことの結果です。前述の農家の所得向上対策など、後継者が農業を継ぎたいと思えるような環境整備をし、親元就農についても資金援助や技術支援が受けられるように奨励し、促進していただきますようお願いいたします。

【 回 答 】

親元就農者の確保は、農業者の世代交代を円滑に進め、ひいては農業の担い手確保・育成を図っていくうえで、大変重要であると考えております。

このような中、国の新規就農者育成総合対策「経営発展支援事業」は、これまで農外から参入した認定新規就農者等が対象でしたが、本年度（令和7年度）から、認定農業者の方も対象となり、親元就農についても、一定の要件を満たすことで、国の事業活用が可能となりました。

市としましては、就農相談から早期の経営安定に繋がるよう新規就農支援を引き続き実施するとともに、生産者の皆様やJA等と連携して農家の所得向上に向けた取組も推進してまいります。

【 意 見 】

2 営農環境の整備について

① スマート農業の普及促進

人手不足が叫ばれる昨今、更なる農業の労働集約化を進めるためには、スマート農業を普及していく必要があります。スマート農業への積極的な施策を展開していただきますようお願い申し上げます。

【 回 答 】

労力軽減や効率化の面から一層のスマート農業を推進することが必要であると考えております。これまでもイチゴやナスなど、計画的なスマート機器導入促進とその支援を行っており、今後も積極的に取り組んでまいります。

【 意 見 】

② 農業用大型機械の更新

とりわけ米作りにおいては田植え機やコンバインなどの大型機械が欠かせません。そのため、これらを適切に更新していく必要がありますが、高価なため容易に購入や更新ができず、またローン等で購入するにしても経費を押し上げる大きな要因になっています。農家は補助金に頼りすぎと批判されますが、個人の努力だけでは難しい面があります。

また、個人資産への公的負担の是非が問題とされ、一個人には補助されないことが多々あります。一方で、世の中はシェアリングエコノミーと言われる共有経済が広まりつつあります。この様な状況を踏まえ、農協など関係機関とも連携し、大型機械のリース事業推進や地域における機械利用組合の設立支援など、シェアリングの仕組みを構築が望まれます。

これらにより、適切な補助の執行と農家の経費負担の削減が図られるものと考えますのでご検討をお願いいたします。

【 回 答 】

「田植え機」や「コンバイン」など大型機械の共有・共同利用につきましては、皆様ご存じのとおり、近年、気候変動に伴い高温に耐えうる品種が推奨されているため、田植や稲刈りなど機械を使用する時期が重なることから難しいと考えます。

しかしながら、大型機械の更新に多額の費用がかかっており、農家の負担になっていることは従前より承知しておりますので、機会をとらえて国等に支援の必要性について働きかけを行ってまいります。

【 意 見 】

③ 農地の災害復旧工事についての見直し

崖が崩れて農地に土砂が被った事例で、災害復旧をしていただけないことがありました。崖が農地以外であり（遊休地、不耕作地、原野等）、農地と同一所有者であった事、比較的小規模であった事などが適用されなかった原因として考えられますが、農地に被害が及んだ場合は、条件にかかわらず土砂を取り除くなど応急的な復旧を行っていただけるようご検討をお願いいたします。

日本の法律では土地の個人所有が認められ、農地も個人の持ち物とされているために、公的資金を投入するためには受益者負担の原則に乗っ取って一定基準が設けられているのは理解できます。しかし、耕作放棄地の増大や離農が問題とされる中で、復旧工事ができないのをきっかけに耕作を諦めてしまう農家も少なくないとの批判もあります。

農業で所得が上がらない中、現状の基準を農家の負担とするのが果たして妥当であるのか、再考をお願いいたします。

【 回 答 】

農地の災害復旧工事は、国の補助金を活用しているため、国の要件を満たす必要があります。

ただし、農道や水路など公共性のある施設につきましては、国の要件を満たさない場合でも市が復旧対応できるケースもありますので、災害が発生した際はできるだけ早く市へご連絡いただければと存じます。

また、災害復旧に係る受益者負担が大きい場合もあり、農地の災害復旧を断念される方がいらっしゃることは承知しております。

しかしながら、農地は個人財産であることから、受益者負担の必要性につきましては、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

【 意 見 】

④ 基盤整備地の経年劣化による補修

基盤整備の事業竣工後、長い歳月が経過しているため、U字溝とプラスチック製の波付排水管に隙間が出来て水が流れ出し、水田地中の土を洗い流して地盤が沈み、畦畔が陥没するなどしています。基盤整備地であっても営農を継続していくには適切な管理が必要ですので、補修に対する施策を実施していただくようお願いいたします。

【 回 答 】

農業を継続して行っていくためには、農業用施設を適切に管理することが必要です。そのため、市では、干がい施設の新設や改良等についての助成、営農団体への施工に必要な原材料支給など支援を行っております。

ぜひ、この制度を活用し、施設の補修維持管理、ひいては、農地の保全につなげていただきたいと存じます。

また、他の事業が活用できる場合もありますので、市へご相談いただければと存じます。

【 意 見 】

⑤ 基盤整備が行われていない農地の石採り事業の新設

高低差もあり曲がりくねった農地が主な中山間地域においては、基盤整備をするにも多額の費用が掛かります。このような農地において、基盤整備より少ない事業費で生産性を上げる方策として、農地の石採りを事業化する方法あります。農地の中にある石を除去することで作業効率を上げ機械の故障を防ぐことができるため、農地の石採り事業の実施をお願いいたします。

【 回 答 】

ご提案いただきました事業は、個人所有の農地に対する支援であるため、公共性や公平性など、市が支援を行うことの妥当性を慎重に判断することが必要です。

これらのことから、市が事業を実施することは困難だと考えますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

【 意 見 】

⑥ ため池栓の改良

降雨時にため池栓を開閉する必要がありますが、木栓の場合は水につかり開閉の作業をする必要があります大変危険です。木栓のため池栓を、安全なものに早急に改良をしていただきますようお願いいたします。

【 回 答 】

農業用ため池は、築堤から相当の年数が経っているものもあり、老朽化への対応が重要であると認識しております。

市といたしましても、干がい施設の新設や改良等について支援を行っておりますので、ぜひ活用していただきたいと存じます。

【 意 見 】

3 農業経営基盤強化促進法による権利移転手続き終了に伴う代替制度の導入について

令和 6 年度で農業経営基盤強化促進法による利用権設定などの権利移転手続きが終了いたしました。認定農業者に対する優遇制度としての認定農業者農地集積助成金については、中間管理事業法における貸し借りにおいても、経過的に助成制度が実施されることとなりましたが、地域計画における耕作者が未定の農地も多く残っていることから、受け手のインセンティブとして機能するように継続的な支援をしていただきますようお願いいたします。

また、法改正により廃止された農業者の優遇制度の中で、市町村が登記を行っていた所有権移転にかかる嘱託登記があります。中間管理事業法には同様の手続きとして代位登記ができるとはなっていますが、採択条件が厳しいため、殆どの農業者は自費で所有権移転登記をせざるを得ません。

この事について、農業委員会においては、登記に係る知識がなくても自身で登記を行うことができるように、登記申請書の作成見本や添付書類等を分かりやすく示すことにより手続きを円滑化するサポートを実施したいと考えておりますが、司法書士に所有権移転を依頼した認定農業者に対して、費用負担の増分を補助する制度を提案いたします。

その他、税制面では不動産取得税の優遇もありましたが、前述のように中間管理事業法での所有権移転は採択条件が厳しいため、実質的に優遇措置の廃止に等しい状況もあります。

認定農業者制度の意義を踏まえ、上述の事についてご検討をお願いいたします。

【 回 答 】

中間管理機構では、認定農業者であるかどうかに関わらず農地の集積・集約化を推進する業務を行っております。

農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、農地の貸借は中間管理機構を通じた貸借のみとなり、中間管理機構での取扱件数が増加する見込みです。

このため、助成金の対象範囲が拡大し、これまで同様の支援を継続させることは非常に困難な状況です。

これらの状況を踏まえ、「認定農業者農地集積助成金」につきましては、これまで助成を受けられた認定農業者の方への激変緩和措置・経過措置として、令和 7 年度から令和 9 年度までの 3 年間限定で実施するものですので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

また、所有権移転登記に対する補助につきましては、登記が農業分野に限ったことではなく、農家の方へのみ助成を行うことは困難ですので、ご理解いただきますようお願いいたします。

【 意 見 】

4 有害鳥獣対策における修理用のワイヤーメッシュの補給について

イノシシ対策としてワイヤーメッシュを施工していますが、地際の破損が発生しているため修理用のメッシュを補給していただけないでしょうか。

また、メッシュ周りの電柵は対策としてかなり有効であるため、補助対象としていただけないでしょうか。

以上2点について、ご検討をお願いいたします。

【 回 答 】

ワイヤーメッシュ柵が破損する事例があることは認識しております。

しかしながら、ワイヤーメッシュ柵の貸与につきましては、毎年、多くの皆様が希望されており、限られた財源で、可能な限り多くの皆様の要望に対応しております。このような状況をご理解いただき、ワイヤーメッシュ柵の破損につきましては、受益者または使用者の方が原状回復をしていただきますようお願い申し上げます。

また、ワイヤーメッシュ柵の外側に電気柵を設置することが、防護対策として有効であることは承知しておりますが、国庫補助金を活用するにあたり、イノシシ対策として1つの受益地に対しワイヤーメッシュ柵と電気柵を二重に配付することは認められておりませんので、ご理解ください。

【 意 見 】

5 地域計画をめぐる現状と課題、中山間地域の振興策について

地域計画は地域で話し合いを行い、担い手への農地集約を図り、規模拡大によるスケールメリットを機能させ、農業経営を効率化させる意図があると考えられます。今後は地域計画のブラッシュアップに取り組むことになりますが、広大な平野部であればこのような効果を得ることは容易であると考えられます。

一方で中山間地域を多く抱える本市では、このような土地利用型の農業は不利なため、資本集約的な花きやイチゴなど施設利用型農業を振興して成果を上げてきました。今後もこのような施策には期待するところですが、それでもなお、中山間地域で基盤整備がなされていないような圃場の多くは、大型機械の進入、水源不足及び鳥獣被害などが深刻であり、今後受け手の確保は難しくなるものと予想されます。このような圃場は、経営の効率化を目指す方策ではなく、粗放的な土地利用を行う土地利用構想の策定を促すなど、地域計画の農用地から除外して、地域の実情に応じた対策を講じることについてもご検討をお願いいたします。

【 回 答 】

市では令和7年3月に、市内92地区において地域計画を策定し、そのうち59地区が農業地域類型の中山間地域に分類されます。

ご意見のとおり、中山間地域は傾斜地が多く、機械化が進まないことによる作業効率の低下や輸送コストの上昇など、不利な条件があるため、農地の受け手が見つかりにくい状況であると認識しております。

このような中、今年度は中山間地域等直接支払制度の第6期対策の開始に併せて、事業活用予定の農地を編入するため、地域計画の見直しを行っております。

また、地域計画の見直しにあたっては、地域の意向をしっかりと伺うことが重要と考えます。地域の意向を踏まえ、粗放的な土地利用も視野に入れ、中山間地域の実情に合った地域計画のブラッシュアップを図ってまいります。

農業委員会におかれましても、地域計画の推進や中山間地域の振興について、引き続きご協力いただきますようお願い申し上げます。

【 意 見 】

6 交付金関係

農業委員会においては、タブレット端末を用いた利用状況調査等を行っております。この通信費用として機構集積支援事業交付金などの交付金が使えることになっていますが、著しく交付額が減らされ、タブレット端末の通信費が不足するなど、事業を縮小せざるを得ない状況となっています。市においても、同様の交付金について減額を受けて事業に支障が出ていることと思われます。このままでは市の農業施策が後退する懸念がありますので、事業を行うのに十分な額が交付されるよう国・県に働きかけていただきますようお願いいたします。

【 回 答 】

市は長崎県農業振興公社から中間管理事業の一部を受託しておりますが、令和6年度は国の交付金が削減され、当初の交付金（委託費）配分額では事業の実施に大きく支障をきたす状況でした。

このような中、県内自治体と連携し、長崎県農業振興公社を通じた国への追加要望や、九州農政局、長崎県に対する要望を行った結果、当初要望額には届かなかったものの追加配分を受けることができました。

市としましても、引き続き事業実施に必要な交付金を確保するため、必要に応じて国や県に働きかけを行ってまいりたいと存じますので、農業委員会に置かれましてもご協力をお願いいたします。

【 意 見 】

7 国土調査（地籍調査）の早期実現とD X化について

地籍調査につきましては、市街地を中心に成果があがってきており、進捗にご尽力いただき感謝申し上げます。

しかしながら、周辺の農村地域では未だ進捗しておらず、土地に関する業務において、さまざま支障がある中で、新たな事象として、D X化の進展により、タブレット端末やパソコンなど電子機器による地籍データの利用も増えており、農業委員会の業務においてもDX 関係の支障が生じております。

その様なことから、農村地域の地籍調査につきましても積極的に推進していただきますようお願いいたします。

【 回 答 】

国土調査（地籍調査）は、計画的な実施促進のため制定された「国土調査促進特別措置法」に基づき、令和2年度を初年度とする「第7次国土調査事業十箇年計画」が実施されています。

市におきましても、国の方針に基づき、地籍調査による政策的効果を考慮し、防災対策、社会資本整備、まちづくり等との連携を図ることを優先とし、継続して市街地（DID 地区）を中心に実施しているところです。

一方で、農村地域につきましては、令和3年度に着手した南風崎町の一部の調査に引き続き、昨年度より、宮地区（奥山町）の一部の調査に着手しているところです。

今後も国の方針に則り計画的に取り組み、事業推進を図ってまいります。